

今年度札幌市国保料が決まる

誰もが支払える国保料に 分納・減免に取り組もう



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
Eメール
info@tyu-min.com
ホームページ
http://www.tyu-min.com



札幌市の今年度国民健康保険(国保)料の金額が決まりました。市民の経済状態が厳しくなる中、最高限度額は前年よりも4万円増えて81万円にのぼっています(裏面に金額を掲載)。「高すぎる国保料をなんとかして」の声は多くの市民共通の願いです。

民商で一緒に分割納付・減免申請を行いましょう。

市民の命綱！保険証を全世帯に交付を

札幌市では、ここ数年国保料滞納者に「短期証」(有効期限が3〜4か月)や「資格書」(窓口で全額負担。区役所に申請すれば差額は戻りますが戻り分は滞納に回されます)を発行しています。

区役所に相談に行っても「滞納分を納付しなければ正規の保険証は発行しない」「資格書の解除は一定額の納付が必要」と生きる権利を無視した対応が続いています。

民商では、札幌社保協等他団体と協力しながら「相談者の声にきちんと耳を傾け、誠実に対応する」よう求めています。

税金・国保料を滞納しているのは、あなただけではありません。一人で悩まずに民商へ相談しましょう。

書類は必ず開けて内容の確認を

国保料や税金の滞納で差し押さえをされた相談者の多くは「区役所や税務署から督促状が来た。だが中身を見ていなかった」方がほとんどです。これらの書類は必ず開けて中身を確認することが重要です。その上で、役員・事務局に早く相談して、対応していく事が重要です。

区役所・市税事務所・税務署等からの文書は必ず開けて、内容等を確認しましょう。早めの対応・相談で差し押さえにならず、分納に出来る方法もあります。



消費税増税影響調査 消費税・憲法署名にご協力を

6月から役員の皆さんが会費の集金と合わせて「消費税増税影響調査」と「消費税・憲法署名」への協力求める会員訪問を行っています。

役員は腕章と名刺を持って訪問しますので、皆さんのご協力をお願いします。



国保納付相談の日程

- 中央区** 6月23日(月)午後1時30分
民商事務所集合
- 南区** 6月24日(火)午後2時
区役所ロビー集合
- 豊平区** 6月26日(木)午後2時
区役所ロビー集合

☆相談希望の方は、準備の都合がありますので、必ず事前に事務所へ連絡ください

※6月に送られてきた新年度の納付書と印鑑を持って参加して下さい
※他の区については、引き続き日程を決めていきます(連絡下さい)



「民商会費」「商工新聞代」納入のご案内

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いしています。合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしくお願いします。

宣伝力一募金も集めていますので、引き続きご協力をよろしくお願いします。